

# 妊婦健康診査等の費用の一部を助成します

定期健診は、お母さんの健康を保つためにも、おなかの赤ちゃんのためにも、とても大切です。定期的な健康診査を受けましょう。港区では、妊娠確定後の妊婦健康診査等の費用の一部を助成しています。

**費用の助成は、受診票で行います。**受診票は、母子手帳と一緒にお渡しした「母と子の保健バッグ」に入っています。

- ☆妊婦健康診査 14回（水色1枚・黄色13枚）  
※多胎妊婦の場合は、15～19回目を償還払いにより助成します。
- ☆超音波検査 4回（白色）
- ☆妊婦子宮頸がん検診 1回（桃色）
- ☆新生児聴覚検査 1回（白色）
- ☆産婦健康診査 2回（白色）※10月1日以降に受診する場合に使用できます。
- ☆1か月児健康診査 1回（白色）※10月1日以降に受診する場合に使用できます。

## (1) 各受診票の有効期限

- 妊婦健康診査、超音波検査、妊婦子宮頸がん検診：交付の日から出産の日まで
- 新生児聴覚検査：生後50日まで
- 産婦健康診査：産後2カ月まで
- 1か月児健康診査：生後27日から41日まで



## (2) 受診票利用可能医療機関

各受診票は都内契約医療機関に限り利用できます。区内の医療機関は裏面をご確認ください。

契約医療機関以外で受診した場合は、助成を受けることはできません。

なお、医療機関名簿は変更する場合があります。

最新情報は、港区ホームページ（二次元コード）で確認できます。



## (3) 助成の対象

公費負担の対象は、受診票に記載されている検査項目（保険適用外）です。その他の検査項目・診察料で公費負担額を超えた場合は自己負担額が発生します。

自己負担額についてのお問い合わせは受診した医療機関までお願いいたします。

## (4) 都外で受診する場合

都外の医療機関で受診する場合は、償還払い請求により費用の一部を助成します。詳しくは、同ファイル内の、「里帰り等により都外医療機関で受診した妊婦健康診査等の費用の一部を助成します」をご確認ください。

## (5) 令和8年4月1日～9月30日の間に産婦健康診査、1か月児健康診査を受診場合

令和8年4月1日～9月30日の間に産婦健康診査、1か月児健康診査を受診する場合は、償還払い請求により費用の一部を助成します。詳しくは、同ファイル内の、「里帰り等により都外医療機関で受診した妊婦健康診査等の費用の一部を助成します」をご確認ください。

## (6) 7月～1月に子宮頸がん検診を受診する場合

妊婦子宮頸がんの受診票は費用の一部助成ですが、港区では毎年7月～1月に20歳以上の女性を対象に無料で子宮頸がん検診を実施しています。受診票との併用はできません。

区内指定医療機関や申込方法等については、健康推進課健康づくり係（☎6400-0083）までお問い合わせください。